

港北区感染症健康危機対応マニュアル

令和8年3月

「感染症＝災害」

——私たち一人ひとりが、区民の命を守る力になる。

新型コロナウイルス感染症への対応は、港北区にとって未知の領域への挑戦でした。

区民の命と健康を守るため、福祉保健センターをはじめ、各課が垣根を越えて協力し合った経験は、今も私たちの大きな財産となっています。難しい状況のなかで、職員の皆さんが自身の役割を超えて力を尽くしてくださったことに、深く感謝申し上げます。

今回策定した「感染症健康危機対応マニュアル」は、これらの経験を未来につなぐための道しるべです。感染症や災害は、いつ私たちの目前に現れるかわかりません。危機が起きたときに求められるのは、

「それは自分の仕事ではない」ではなく、

「区民のために、今この瞬間、自分に何ができるか」

という一人ひとりの主体的な姿勢です。

行政の現場は、誰か一部の部署だけで動かせるものではありません。業務が逼迫する部署を支え合う応援体制、状況に応じた柔軟な行動、そして何より「チーム港北」という意識が、区民の安心につながります。危機への備えは特別なものではなく、職員全員が日常業務の延長として担う、港北区役所の“使命”です。

このマニュアルを共通の基盤として、港北区職員が一体となり、迅速かつ的確に行動できる体制をさらに強化していきましょう。互いに支え合い、知恵と力を結集し、どのような困難にも揺るがない「備えのある港北区」を、共に築いてまいりましょう。

港北区長 竹下 幸紀

目次

目次

第1章 本マニュアルの位置づけ	2
1. 感染症危機に関する市の取組	2
2. 本マニュアルの位置づけ	2
第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	4
1. 対策の目的	4
2. 基本的な考え方	4
(1) 対策実施の考え方	4
(2) 社会全体での取組	5
3. 時期ごとの対応	5
4. 平時の備え	6
(1) 訓練等による備えの充実と機運の維持	6
(2) 定期的な見直し	6
5. 基本的人権の尊重	6
第3章 組織体制	7
1. 区本部体制	7
2. 職員の健康管理	15
第4章 人員確保	17
1. 必要人数	17
2. 人員体制	19
3. 人材育成	22
第5章 主な取組	23
1. 情報収集・感染症サーベイランス	23
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	25
3. まん延防止	26
4. 相談	30
5. 患者対応等	32
6. 施設基盤・物資の確保	39
7. 区民生活・経済の安定	40
8. 関係機関との連携	43
用語集	45

第1章 本マニュアルの位置づけ

1. 感染症危機に関する市の取組

地球規模での開発の進展や人口の増加、ウイルス等の宿主となる動物との接触機会の拡大等により、未知の感染症との接点が増えており、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナ(COVID-19)」という。)が世界中に拡散するおそれがある。

国際港である横浜港を有し、羽田空港や成田空港とも近接している本市は、海外との人・物の往来が活発であり、通勤・通学や観光等に伴う人との行き来も多く、感染症が持ち込まれるリスクが高い。このため、感染症の拡大防止や平時からの人材育成、知識の普及・啓発などの感染症対策は必要不可欠である。

市は、次なる感染症危機に備えるため、2019(令和元)年に発生した新型コロナ(COVID-19)の対応を踏まえ、2024(令和6)年に、感染症法に基づく「横浜市感染症予防計画」(以下、「予防計画」という。)の策定及び地域保健法に基づく「健康危機対処計画」の策定※、2026(令和8)年に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)に基づく「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「市行動計画」という。)の改定を行った。

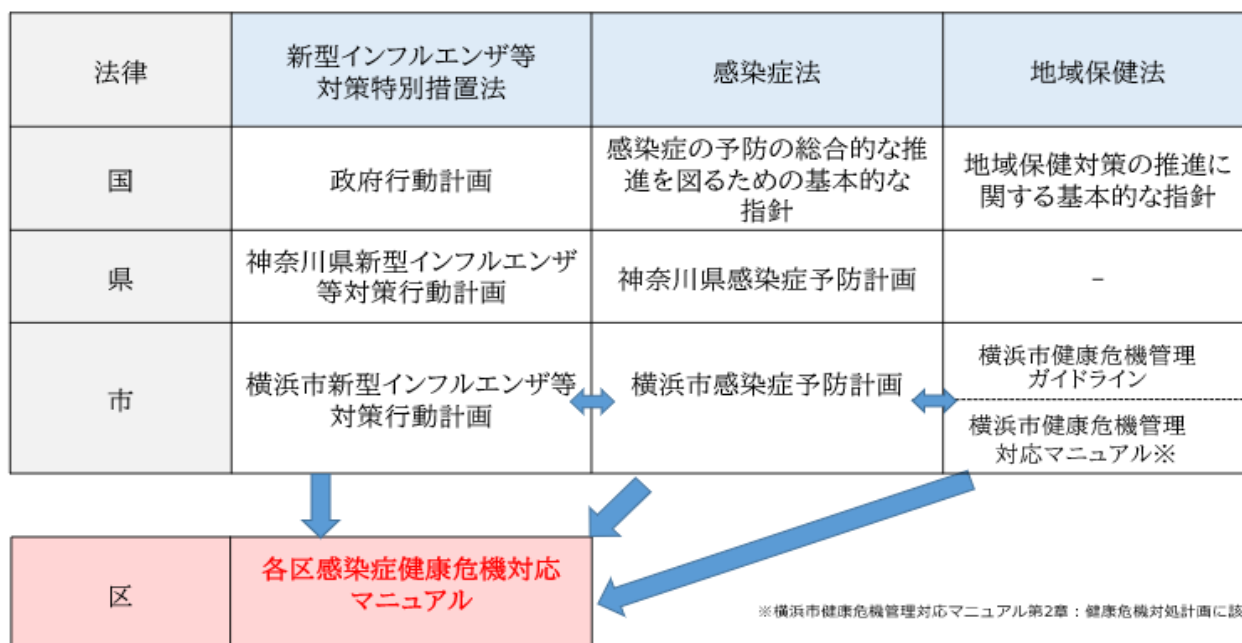
※「横浜市健康危機管理対応マニュアル」を改訂し第2章、3章に位置づけ

2. 本マニュアルの位置づけ

感染症危機時は、災害対応と同様に区全体で対応をすることが求められる。本マニュアルは、市行動計画や予防計画、横浜市健康危機管理対応マニュアル、緊急事態等対処計画を踏まえ感染症危機に備えた区全体に係る具体的な業務マニュアルである。

なお、本マニュアルの対象となる感染症は、パンデミックを起こすような感染症、主に特措法で対象としている感染症とし、以下「新興感染症」と表記する。

<区感染症健康危機対応マニュアルと各種市計画等との関係>



<特措法が対象としている感染症(特措法第2条第1号)>

新型インフルエンザ等感染症 感染症法第6条第7項に該当する感染症	・新型インフルエンザ ・再興型インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症 ・再興型新型コロナウイルス感染症
指定感染症 感染症法第6条第8項に該当する感染症	既知の感染症※であって、病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症 ※一、二、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く
新感染症 感染症法第6条第9項に該当する感染症	人から人へ伝染し、既知の疾病とは明らかに異なり、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症

<新型インフルエンザ等対策特別措置法について>

2012(平成 24)年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

具体的には、国、地方公共団体、事業者等の責務のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めており、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図っている。

<市行動計画・区行動計画策定の経緯>

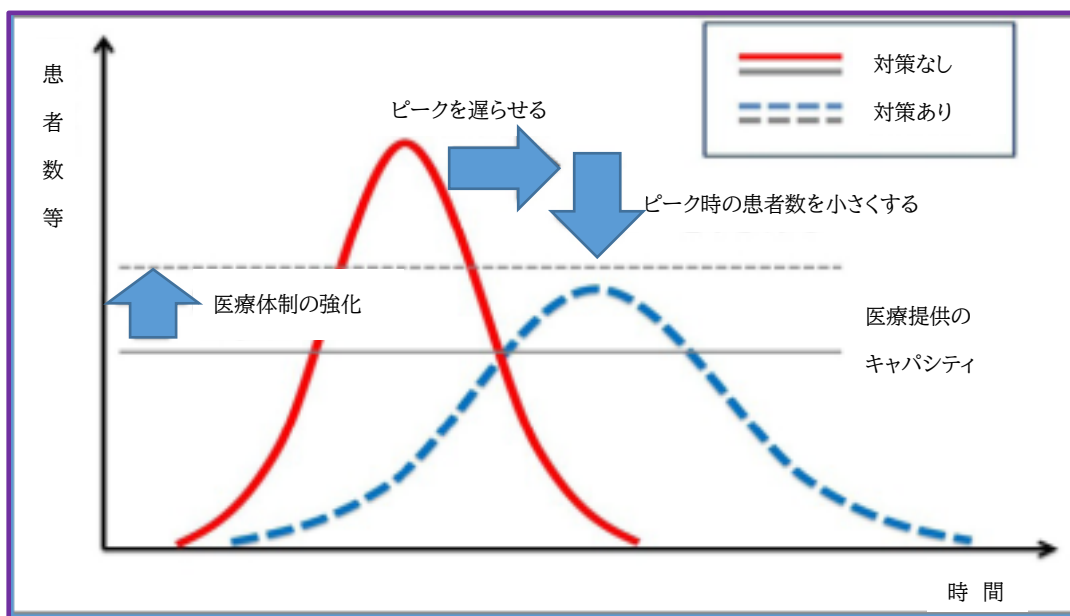
平成 17 年	政府行動計画策定 市が独自に行動計画策定
平成 20 年～	区が独自に計画(マニュアル)を順次策定
平成 25 年	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 政府行動計画改定 市行動計画改定
平成 26 年	区行動計画策定
	<新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ>
令和6年3月	感染症予防計画策定 健康危機管理対応マニュアル改定
令和6年7月	政府行動計画改定
令和7年度	市行動計画改定 区新型インフルエンザ等対策行動計画を 区感染症健康危機対応マニュアルへ改定

第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

1. 対策の目的

感染症危機対策※は、危機管理に関わる重要な課題であり、次の2点を主な目的として対策を講じていく。

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を守る。
- ・ 区民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



患者の発生が一定の期間に偏ると、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう事態を回避するため感染拡大を可能な限り抑えることが必要である。

※発生した新興感染症が「特措法上の新型インフルエンザ等」に位置付けられた場合、感染症危機対策として、特措法に基づいた措置も併せて実施されることになる。

2. 基本的な考え方

(1) 対策実施の考え方

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症が流行することも想定し、平時から区全体で準備をしておく。

新興感染症が発生した際には、感染症の特徴や病原体の性状、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性・市民生活等に与える影響等を考慮し、対策を実施する。

【コラム：港北区の特性】

港北区は、市内 18 区なかで最多となる約 36 万人(令和7年現在)の人口を有し、今後も令和 25 年頃まで人口増加が見込まれている。都内からの通勤・通学者も多く、加えて、相鉄・東急新横浜線の開通や新横浜駅・新綱島駅周辺の整備等により、区内外から多くの人々が集まる機会が増加している。

このような人口規模の大きさや人の流動性の高さといった特性から、港北区は市内 18 区の中でも、感染症が発生した場合に感染拡大のスピードが比較的速くなる傾向があり、高い危機管理意識をもって感染症対策に取り組むことが求められる。

ミズキーより



(2)社会全体での取組

感染症危機への対策は、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応だけでなく、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請といった感染対策を組み合わせることで総合的に行われる。

3. 時期ごとの対応

時期は市新型インフルエンザ等対策行動計画と同一とする。

(1)基本的な対策の方向性

基本的な対策の方向性は以下のとおりである。

- ① 特定の感染症や過去の事例に限らず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を考慮し、病原体の性状に応じた対策を検討する。
- ② 限られた知見しかない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、早期収束を目指す。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④ 病原体の変異による性状変化を考慮し、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も想定する。

(2)時期ごとの対策の考え方

① 準備期(平時)

感染症危機の発生に備え必要な訓練や人材育成、体制の検討等の事前の準備を行う。

② 初動期

(感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が設置され基本的対処方針が実行されるまでの間)

対応期への移行を見越し、庁内の情報共有及び体制の整備を行う。なお、市対策本部が設置された場合には、区対策本部を設置する。

③ 対応期

病原体の性状に関する知見の集積状況や感染性、ワクチンによる免疫獲得状況等に応じ、柔軟な対策を講じる。

また、感染拡大の波を繰り返すことも想定されるため、感染拡大が落ち着いたときに次の感染拡大に備えた準備を講じる。

対応期については、さらに以下の時期に区分される。

○封じ込めを念頭に対応する時期

(政府対策本部の設置後、国内での新興感染症の発生の初期段階)

病原体の性状について限られた知見しか得られていないため、検疫強化など強度の高いまん延防止対策を実施する。

○病原体の性状等に応じて対応する時期(感染の封じ込めが困難な場合)

国のリスク評価に基づき、感染拡大の波を抑制するため病原性と感染性に応じた対策を実施する。

病原性	感染性	対策の方向性
高	高	多数の区民の生命・健康に影響を与えるおそれがあるため、「封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、強度の高いまん延防止対策を実施する。
高	低	患者や濃厚接触者への対応を徹底し、感染拡大防止を図る。
低	高	強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の対応を実施する

また、子どもや高齢者が感染・重症化しやすいなど、特定のグループへのリスクが高い場合は、その対象に対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

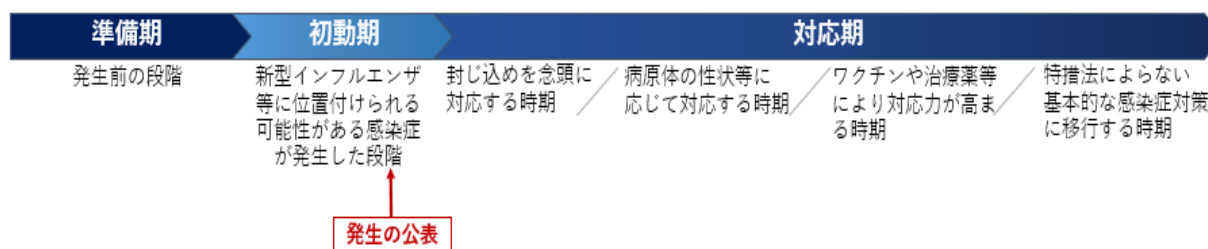
○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及により、感染拡大のリスクが低下した場合、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性もある。

○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等による免疫獲得、病原性や感染性等の低下及び新興感染症への対応力の向上等により、最終的には国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

<時期区分(図)>



4. 平時の備え

(1) 訓練等による備えの充実と機運の維持

新興感染症の発生時期は正確に予測できないものであるため、自然災害等と同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続的かつ組織的に行うことが重要である。

新型コロナ(COVID-19)対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等を通じて、感染症危機への備えを充実させ、機運の維持を図る。

(2) 定期的な見直し

局からの照会に基づき、原則として年に一度、取組状況の確認を行う。

また、予防計画や市行動計画等の見直し状況等も踏まえ、必要に応じて本マニュアルの改訂を行う。

5. 基本的人権の尊重

対策の実施に当たり、区民の自由と権利への制限は「基本的人権の尊重」の観点から必要最小限のものとし、区民等に対して十分説明して理解を得る。

感染者、医療従事者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は患者の受診控えを招く可能性もある。また、社会的弱者に対する配慮を行う。

第3章 組織体制

1. 区本部体制

■ 概要

感染症危機は市民の生命・健康や生活・経済に広く大きな被害を及ぼすため、災害時と同様に全庁的な危機管理の問題として取り組む必要があり、各局統括本部と連携しながら、実効的な対策を実施することが重要である。

平時には区各課の役割を整理し、区対策本部の指揮命令系統や組織・人員体制の構築、感染拡大時の継続業務・縮小可能業務の整理等を行う。

有事には、市対策本部の設置に伴い区に「区対策本部」を設置し、総合的な対策を推進するとともに、状況の変化に応じて柔軟・機動的に実施体制を見直す。

区対策本部の設置・運営は総務課、感染症対応業務は福祉保健課と生活衛生課が中心となるが、総務部、福祉保健センター、土木事務所の全課が一丸となって対応を行う。

特に感染症対応の業務量の増大に応じ、業務の切出し等により区全体での対応体制をとる。

○横浜市新型インフルエンザ等警戒体制(横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議)

副市長を責任者として設置し、平時には、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討するなど発生時に備えた準備を進める。また、発生疑い段階で対策本部設置までの間等には、警戒体制として情報共有や対策検討を行う。

○横浜市新型インフルエンザ等対策本部及び区対策本部

厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等の発生を公表し、政府対策本部や県対策本部が設置された場合、市長を本部長とする市対策本部及び区長を本部長とする各区対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の対応方針や対策等を決定・実施する。なお、緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部は特措法に基づく法定設置となる。

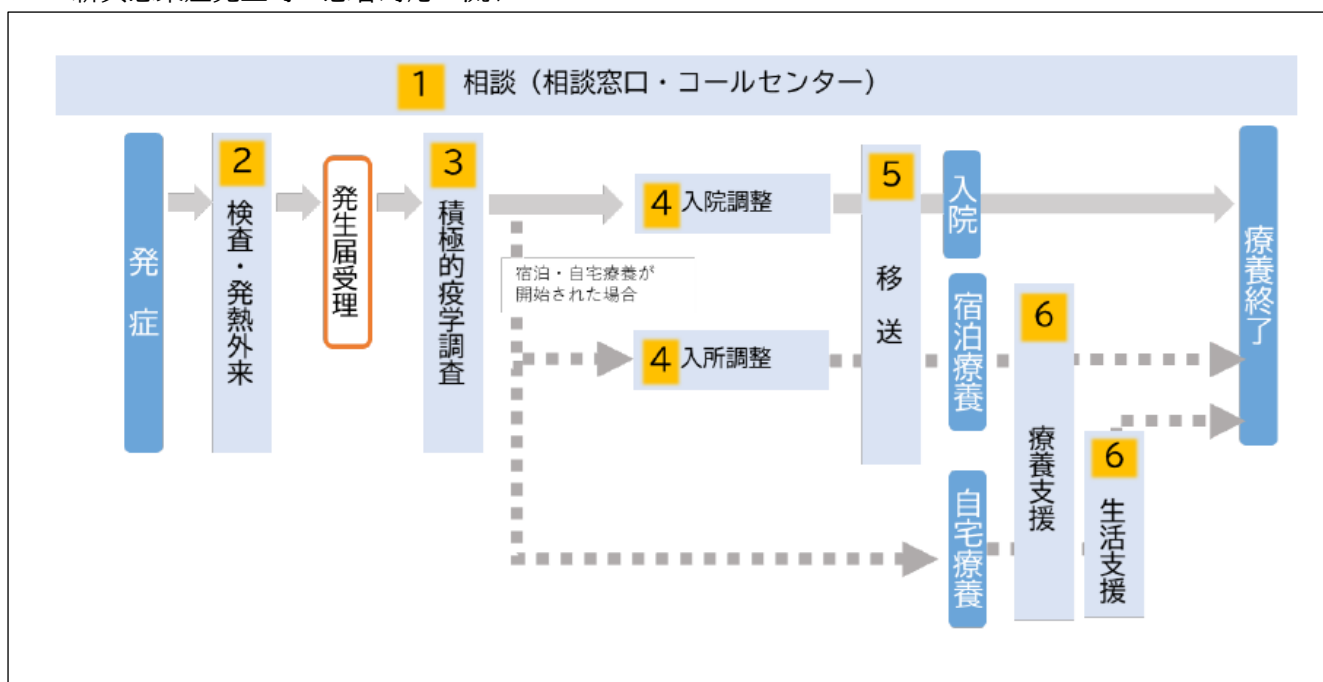
<福祉保健センター職員の保健所職員としての位置づけ>

区福祉保健センターの福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課の職員は、職種に限らず、保健所職員を兼務しています。このため、有事には早期から感染対策に従事します。

《横浜市保健所事務分掌規則 第6条第6項より(抜粋)》

センターの福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課及びこども家庭支援課の課長並びにこれらの課の職員は、それぞれ区役所福祉保健センター福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課及びこども家庭支援課の課長並びにこれらの課の職員をもって充てる。

<新興感染症発生時の患者対応の流れ>



準備期

(1)区本部体制の準備

①業務整理による応援職員の確保、応援受け入れ準備

- ・ 本部体制の検討内容や横浜市業務継続計画(BCP)【新型インフルエンザ等編】を活用し、各課の業務を整理し、有事の応援職員確保の想定を行う。【各課】
- ・ 同様に有事に行う必要がある各種業務と役割分担を確認しておく。【各課】

(2)本マニュアルの確認

- ・ 本マニュアルについて毎年確認し、必要な見直しを行う。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、関係各課】
- ・ 本マニュアルに基づいた、事業縮小、応援体制構築のシミュレーション【各課】

初動期

(1)区対策本部体制

①区対策本部の設置

- ・ 市対策本部が設置された場合は、直ちに区対策本部を設置し、本マニュアル、市行動計画、市本部の方針等に基づき、区一丸となって総合的・効果的な対策を強力に推進する。【総務課、各課】

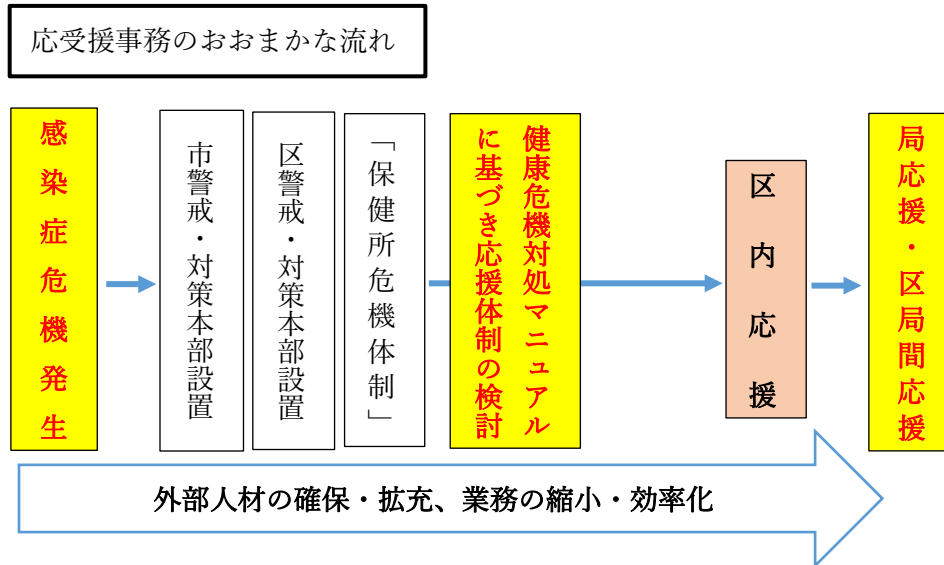
※横浜市緊急事態等対処計画 概要参照

②区内応援、外部人材の活用、業務分担の決定

- ・ 準備期の想定を踏まえ、保健師、衛生監視員などの専門職の業務と、その他職種が担う業務の切り分けを速やかに行うとともに、感染症対応業務に支障が出ないように応援体制を構築する【総務課、福祉保健課】。
- ・ 市の方針に基づき、外部人材活用の準備を行う【総務課、福祉保健課】

③区局間応援の検討

- ・「危機体制」を設置する場合は、業務量の急激な増加などにより、早期に多くの人員を確保する必要があることから、全庁的な応援調整を行うことが想定される。
- ・区内応援、外部人材活用等を調整してもなお、人員確保が必要と思われる場合は、各局から区役所(主に福祉保健課を想定)への応援(区局間応援)を検討する。原則、区総務課から市民局区連絡調整課へ応援要請するが、その際の応援発動の基準等の設定などについては、医療局・市民局・総務局で適宜相談調整する【総務課、福祉保健課】。



横浜市健康危機管理対応マニュアルより図式化

対応期

(1)区対策本部体制

①分担に合わせた応援・外部人材の活用

- ・ 感染拡大状況に応じて応援、外部人材による人員体制の強化を行う。【総務課、福祉保健課、関係各課】

②対応期の長期化に向けた検討・準備

- ・ 流行が長期間継続することも想定し、業務分担や事務手順を見直す。【総務課、福祉保健課、関係各課】

(2)関係部署との連携

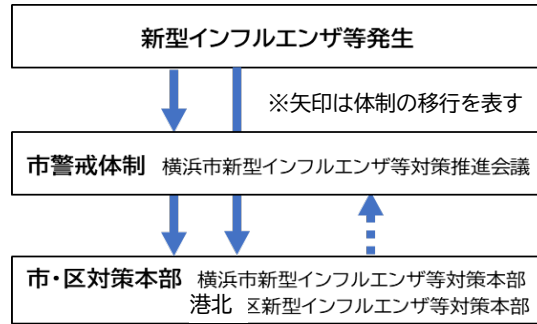
- ・ 区対策本部は市対策本部と密に連携を行いながら適切に業務を行う。【総務課、福祉保健課】
- ・ 患者対応をはじめとした感染症対応については、「横浜市保健所感染症危機対応体制」の「危機対応チーム」と相互に連携・情報共有を図り、業務を行う。【福祉保健課、生活衛生課、関係各課】
- ・ その他関係局課と随時連携し対応を進める。【福祉保健課、生活衛生課、関係各課】
- ・ 区内各課の対応状況について密に情報共有を行う【総務課、福祉保健課、関係各課】

(3)特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期の体制

- ・ 市対策本部が廃止されたときには区対策本部を廃止する。【総務課】

<体制の移行>

新型インフルエンザ等対策において、市及び区は、規模や被害等の状況に応じて、以下の応急活動体制を設置し、対策を実施する。



(1)警戒体制

名 称	横浜市新型インフルエンザ等警戒体制(横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議)
責 任 者	副市長
事 務 局	医療局及び総務局
関係局区	区(議長区)、脱炭素・GREEN×EXPO推進局、政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、国際局、市民局、にぎわいスポーツ文化局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局 ※本会議構成員は、横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱による
確立基準	1 鳥との接触歴がなく、持続的なヒト-ヒト感染の可能性が確認されるなど、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある事態を把握した場合 2 市対策本部が廃止され、引き続き、警戒活動のために必要と認められる場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払しょくされた場合

(2)対策本部体制(特措法に基づかない体制)

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	港北区新型インフルエンザ等対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局及び医療局	総務課及び福祉保健課
組織構成	全局	全課及び港北土木事務所
設置基準	1 WHO が新型インフルエンザの発生を宣言するなどし、厚生労働大臣が法に基づく発生の公表を行い、政府対策本部が設置された場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 政府対策本部等が廃止された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3)対策本部体制(法定設置)(特措法に基づく体制)

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	港北区新型インフルエンザ等対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局及び医療局	総務課及び福祉保健課
組織構成	全局	全課及び港北土木事務所
根拠法令	特措法、横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例	
設置基準	特措法第 32 条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、同法第 34 条に基づき、直ちに設置する。	
廃止基準	特措法第 32 条第5項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、同法第 37 条において準用する同法第 25 条に基づき、遅滞なく廃止する。	

横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

区対策本部 体制図

		業務（班）	班長	主担当課	
本部長 (区長)	副本部長 (副区長)	①区全体統括	総務課長	総務課	
		②施設等対応	地域振興課長	地域振興課	
	副本部長 (福祉保健センター 担当部長)	③遺体・埋葬	戸籍課長	戸籍課 生活支援課	
		④生活支援	生活支援課長	生活支援課 高齢・障害支援課	
		⑤ワクチン応援業務	税務課担当課長	税務課	
		⑥緊急時の保育	学連・こども担当課長	こども家庭支援課	
	副本部長 (福祉保健センター 長)	感染症対応業務	⑦統括	福祉保健課長	福祉保健課 生活衛生課
			⑧広聴・相談	税務課長	税務課 区政推進課
			⑨広報・周知	区政推進課長	区政推進課
			⑩患者対応・疫学調査 (保健・衛生専門職分野)	生活衛生課長	全課 (具体的な必要人数例は『第4章 人員確保』を参照)
			⑪患者対応・疫学調査 (⑩以外の分野)	高齢・障害支援課長	
			⑫感染症事務	こども家庭支援課長	
	⑬公費医療関係	保険年金課長			
	副本部長 (港北土木事務所長)	⑭状況によって各班の応援	土木事務所副所長	港北土木事務所	

※各課で通常業務（縮小）を行う人員と上記業務にあたる人員を可能な限り切り分ける。

※各班の繁忙状況やフェーズに応じて、主担当課を基本に総務部含む全課から応援を行う。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

想定される各班の業務

	業務	概要
①	区全体統括	<ul style="list-style-type: none"> ・区対策本部の運営 ・区対策本部等、庁内全体調整 ・市対策本部等との調整・連絡 ・情報統括 ・議員対応、報道対応(基本は市が対応) ・区の業務効率化 ・職員応援調整・応援に関する事務(人材派遣・会計年度職員も含む) ・執務スペース、物品、PC、通信機器等の確保、調整 ・庁内感染対策物品の準備、庁内感染対策の実施 ・職員の健康状態、出勤状況の把握・労務管理 ・特定接種関連業務 ・休日・夜間受付との調整
②	施設等対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設・団体への自粛要請・周知 ・関係機関との連絡調整 ・大規模施設への自粛要請 ・感染対策や発生時対応に関する周知・啓発
③	遺体・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置場所の設置・運営 ・火埋葬許可証の発行
④	生活支援を要する区民への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の把握 ・在宅療養者への生活支援 ・生活支援費の貸付 ・各種給付金関係 ・生活困窮者自立支援制度の相談
⑤	ワクチン応援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種に関する応援
⑥	緊急時の保育	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者等のこどもの入所事務
⑦	感染症対応業務統括	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の全体把握・助言 ・発生状況の把握 ・区役所の感染症対策に関する助言 ・市危機対応チームとの連携・調整 ・福祉保健課応援業務の整理、人数調整、応援者対応(外部人材含む) ・課職員の健康状態の把握・労務管理 ・関係機関、関係課との調整
⑧	広聴・相談	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、電話・メール対応、クレーム対応 ・広聴対応 ・問い合わせ、クレーム内容の集約

⑨	広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・区ウェブページ、SNS 等の更新・情報発信、ポスター、チラシ、広報の作成・配布 ・区民へ受診方法・感染対策、経済支援施策等の周知 ・患者個別への療養に関するお知らせ(療養中の過ごし方、療養期間の目安、相談先など)や、濃厚接触者に対する外出自粛要請等
⑩	患者対応・積極的疫学調査 【主に保健・衛生専門職が対応】	<ul style="list-style-type: none"> ・入院、入所(宿泊施設)調整 ・移送調整 ・健康観察(患者・濃厚接触者) ・自宅療養者の医療、介護等の調整 ・患者搬送時の移送車同乗、个人防护具脱衣介助 ・集団発生対応 ・施設集団検査
⑪	患者対応・積極的疫学調査 【主に事務職が対応】	<ul style="list-style-type: none"> ・ファーストコール(専門職による疫学調査が追い付かない場合の患者連絡と簡易な聞き取り) ・積極的疫学調査(架電による患者の病状・行動歴等の聞き取り) ・検査調整(患者、濃厚接触者)、検体搬送調整、検査用物品の配送、回収 ・パルスオキシメーターの配送、回収 ・食料品、生活必需品の配送手配 ・自宅療養者安否確認(架電・訪問) ・感染対策物品の管理(消毒薬、个人防护具関係)、廃棄物の管理 ・医療機関等との連絡調整
⑫	感染症事務	<ul style="list-style-type: none"> ・発生届の受理、データ格納、送付 ・患者情報のデータ入力 ・入院勧告書、就業制限の通知 ・療養証明書の発行 ・他都市・他区への依頼、他都市・他区からの依頼の受理・回答 ・台帳管理 ・記者発表対象者リストの作成 ・ワクチンの健康被害救済(健康被害救済制度の説明、受理進達)
⑬	公費医療関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公費医療制度に関する事務

※新型コロナ（COVID-19）対応時の業務を基にしたものです。感染症の特性、対応期間等に応じて内容は変更します。

区対策本部体制時（対応期）の情報共有・判断

実施頻度等	会議の構成・参加者	会議の主な内容
・原則として開庁日の毎日	座長：業務⑦の班長又は副班長 ・業務⑧～⑫各班の班長又は代理 ・業務⑩の班長が必要と認める専門職職員 ・業務①の危機管理担当	・日々の感染状況、患者対応状況、業務の繁忙状況の共有 ・市指示事項、処理状況等の共有 ・当日～数日間の対応方針等の決定
・おおむね一週間に1回 （状況によって頻度は変動）	座長：福祉保健センター長 ・センター長が必要と認める副本部長 ・センター長が必要と認める班の班長又は代理 ・上記会議の参加者	・各班の活動状況の確認・共有 ・応援職員の分担、必要数の検討等 ・週間単位の活動方針等の決定
・おおむね一か月に1回 （状況によって頻度は変動）	区対策本部会議又は危機管理調整会議（議長：区長）	・区内全体の情報共有 ・業務継続・縮小等の検討及び方針決定 ・区の重要な方針決定

●各会議において、座長又は議長が必要と認める職員を加えることができます。

※参考「危機管理調整会議」委員

(1) 区長（議長）	(7) 消防署副署長、警防課長
(2) 副区長	(8) 総務部、福祉保健センターの全課長
(3) 消防署長	(9) 土木事務所副所長
(4) 福祉保健センター長	(10) 資源循環局港北事務所長
(5) 福祉保健センター担当部長	(11) 庶務係長
(6) 土木事務所長	(12) 危機管理・地域防災担当係長

【コラム】感染症対応は“有事”として——情報集約の役割を再考する

新興感染症の対応では、福祉保健課が現場対応に加え、変化の激しい情報の集約まで担うのは限界がありました。混乱の中で情報が集中しすぎると、必要な対応が遅れる恐れもあります。

だからこそ、感染症発生時は「有事」と位置づけ、対応に関わる職員が初期から入念にカンファレンスを行い、情報整理と関係課への提供を担う仕組みが重要です。福祉保健課が現場対応に専念できる体制づくりが大切です。

福祉保健センター長より

2. 職員の健康管理

■ 概要

感染症危機発生時は、24 時間 365 日の対応が必要となる可能性があり、対応の長期化も相まって、身体・精神的な健康障害のリスクが高まる。

職員の健康管理に関しては、責任職による職場マネジメント・コミュニケーションによる取組(ラインケア)を基本に、勤務体制・休暇等の確認、健康状態の把握、メンタルヘルスマネジメント等を行う。安全衛生委員会の活用や総務課及び総務局職員健康課との連携等、必要な対応を行う。

準備期

(1)安全管理

- ・ 感染症危機対応に携わる専門職等の職員が適切な感染予防策を講じることができるよう、PPE(個人防護具)着脱訓練などの研修・訓練を実施する。【福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、総務課】
- ・ 各課への消毒薬等の配付計画(必要数の算出と配付)を作成する。【総務課】
- ・ 職員に対し基本的な感染対策を周知する。【総務課、福祉保健課】

(2)健康管理

ラインケアを基本に、総務局職員健康課や横浜市職員共済組合の相談窓口等を、職員のセルフケアの必要性とともに職場内に周知する。【各課】

【参考】YCAN総務局職員健康課に各種関係資料の掲載あり

(3)労務管理

責任職を含め休暇の確保や交代勤務、フレックス制度の活用等により過重労働とならない体制を検討しておく。【各課】

初動期

(1)安全管理

- ・ PPEの正しい着脱方法、消毒方法等、患者・区民等対応業務の感染予防策を改めて確認し、職員に周知・徹底する。【福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、総務課】
- ・ 職員に対し感染症の特性に応じた感染対策を周知する。【総務課、福祉保健課】

(2)健康管理

職場の感染拡大防止のため、各職員が感染対策を講じるとともに、セルフケアに努める。【各課】

(3)労務管理

平時における検討を踏まえ、流行を想定した勤務体制を検討・準備する。【各課】

対応期

(1)安全管理

- ・ PPEの正しい着脱方法、消毒方法等、患者・区民等対応業務における感染予防策を改めて確認し、職員に周知・徹底する。【業務⑩にあたる課】
- ・ 職員に対し感染症の特性に応じた感染対策を周知する。【総務課、福祉保健課】

(2)健康管理

- ・ 職場の感染拡大防止のため、各職員が感染対策を講じるとともに体調の自己管理を含め、健康管理に努める。【各課】
- ・ 責任職は職場マネジメント・コミュニケーションによる取組(ラインケア)を基本に、職員の健康状態を把握し、健康管理に努める。【各課】
- ・ 責任職は総務局職員健康課が実施している相談窓口(健康管理医による面談や専門職によるサポート)を案内する等、適宜総務局職員健康課と連携・協力し対応する。【各課】

(3)労務管理

職員の健康状態や業務過多状況について把握し、必要に応じて応援、外部人材の活用等を調整し適切な休暇を確保する。勤務体制はフレックス等を活用し過重労働にならないようにする。【各課】

第4章 人員確保

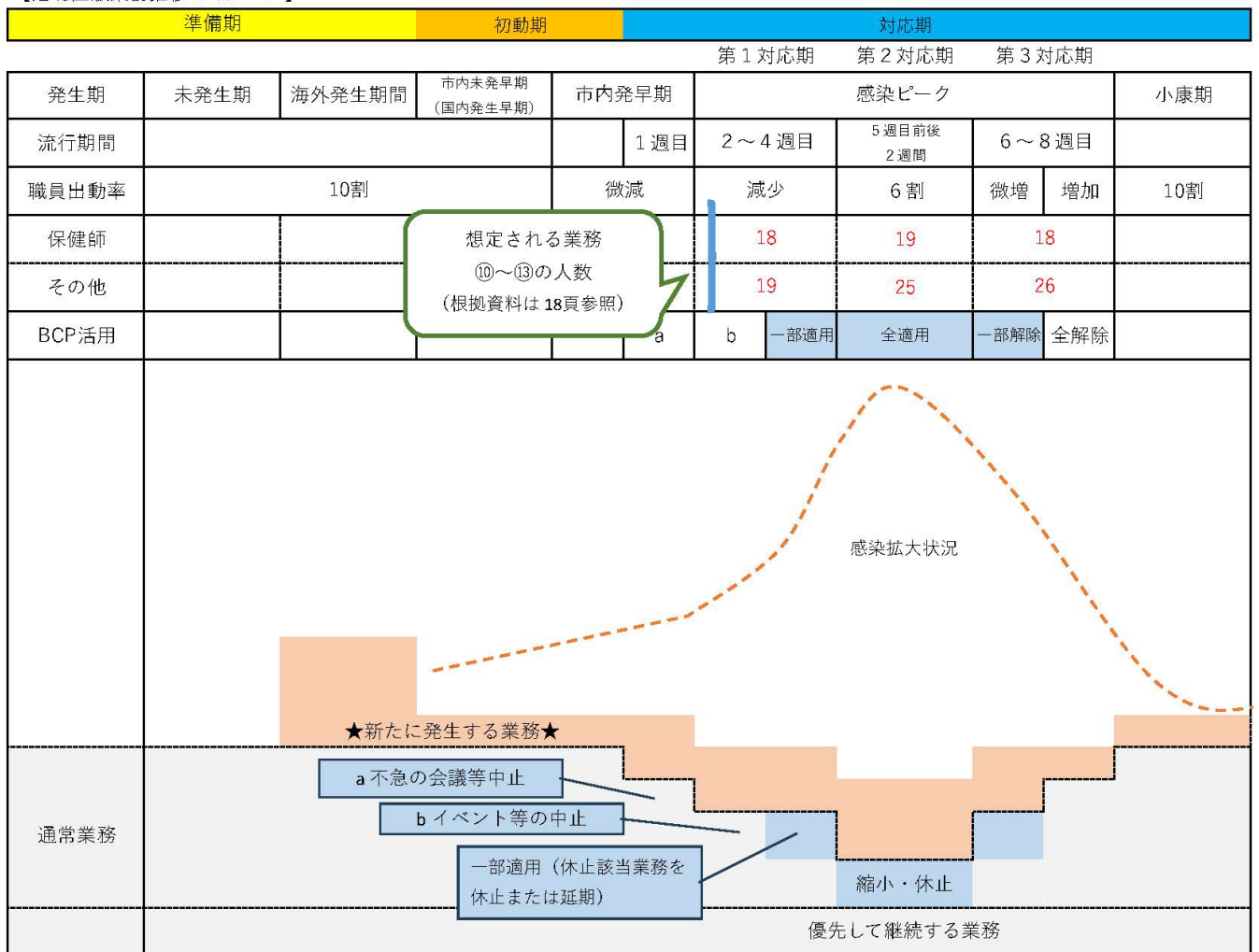
1. 必要人数

■ 概要

平時から有事の感染症の規模を想定し、特に感染症対応の最前線となる区福祉保健センターに、感染症対応に必要な人員※が確保できるように想定しておく。どんな感染症が流行するかは予測がつかないため、参考として、流行開始から1か月間に、新型コロナ(COVID-19)第6波と同規模の感染症が発生することを想定した人員を考え方の基本とする。

<業務推移量イメージ図>

【港北区版業務推移のイメージ】



【参考】予防接種(住民接種)の人員体制について

住民の集団予防接種の実施について、市の方針によりワクチン接種会場業務等の全庁的な応援が求められた場合は、協力する。

<想定される必要人数の目安>

新興感染症発生時 各課応援要求人数一覧（保健師）

	対応期Ⅰ	対応期Ⅱ	対応期Ⅲ	
福祉保健課（健康づくり係）	4	4	4	全員
福祉保健課（健康づくり除く）	1	1	1	
こども家庭支援課（園勤務を除く）	8	8	8	
生活衛生課	0	0	0	
高齢障害支援課	5	6	5	
生活支援課	0	0	0	
保険年金課	0	0	0	
総務課	0	0	0	
区制推進課	0	0	0	
地域振興課	0	0	0	
戸籍課	0	0	0	
税務課	0	0	0	
	18	19	18	

新興感染症発生時 各課応援要求人数一覧（保健師以外）

	対応期Ⅰ	対応期Ⅱ	対応期Ⅲ	
福祉保健課（健康づくり係）	7	7	7	全員
福祉保健課（健康づくり除く）	1	1	1	
こども家庭支援課（園勤務を除く）	1	2	2	
生活衛生課	1	1	1	
高齢障害支援課	1	2	2	
生活支援課	2	3	3	
保険年金課	1	3	2	
総務課	1	1	1	
区制推進課	1	1	1	
地域振興課	1	1	1	
戸籍課	1	1	1	
税務課	1	2	2	
	19	25	24	

※現状の組織体制かつ新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症が発生した場合の目安人数です。

※令和8年2月1日時点の人員体制による目安人数であり、人員体制や感染症の種類によって、応援依頼人数は変更します。

※こちらは、あくまでも⑩～⑬に必要な人数です。

※算定方法は、必要人数を課の職員在籍人数（職種ごと）の割合に当てはめて計算しています。また、福祉保健センター優先とし、総務部は予め職員の在籍人数を 1/2 にして計算しています。（保健師以外の職種）

2. 人員体制

■ 概要

平時には、感染症対応に必要な応援職員の体制を想定し準備しておく。

有事には状況に合わせて速やかに応援体制の調整を行う。調整にあたっては、感染の急拡大に備え、拡大の予兆が見られたら早期に感染症対応に関する人員体制を拡充し、感染の波の収束期には体制の縮小を行うなど柔軟に対応する必要がある。

準備期

(1)人員体制の構築

- ・ 区本部体制図及び人員想定数等については区内各課に共有しておく。【総務課、福祉保健課】
- ・ 応援職員へ依頼する業務と役割分担を整理し確認しておく。有事に応援職員にオリエンテーション（勤務場所・業務体制・個人情報の取扱い・患者対応等の心構え・引継ぎ事項等）ができるように、情報共有の方法を検討し効率的に行えるように準備しておく。【福祉保健課】
- ・ 応援職員が業務に従事するために必要となる物資・公用車の確保・庁舎内のスペース確保等について想定しておく。【総務課、福祉保健課】

初動期

(1)人員体制の構築

- ・ 応援職員の受け入れ体制を検討する。【福祉保健課】
- ・ 初動対応として、福祉保健課内及び生活衛生課で応援体制を構築する。【福祉保健課、生活衛生課、総務課】
- ・ 区内で応援体制を迅速に構築できるよう、区役所各課に情報提供し総務課が応援調整を行う。【総務課、福祉保健課】
 - <応援開始を検討するタイミング>
 - 「区対策本部」が立ち上がった際、もしくは、立ち上げが検討される際
 - 県内・市内初発時
 - その他区長が必要と判断した場合
 - <情報提供内容>
 - 「区本部体制」の状況
 - 必要人数
 - 必要人数の内訳(職位・職種等)等
- ・ 総務課との連絡体制を確認しておく【総務課、福祉保健課】
- ・ 応援者による自立的、円滑な事務の運営及び引継ぎが行われる応援体制を構築する。例えば、同一者や同一所属からの応援の継続、応援者同士での引継ぎ等により安定的な業務運営を図る。【総務課、福祉保健課】
- ・ 市の方針を踏まえ、外部人材(会計年度任用職員、人材派遣職員)の活用の準備をしておく。【福祉保健課、総務課】

(2)受け入れ体制の整備

- ・ 外部人材含む応援職員受入れのための執務スペース、必要な機器(パソコン、無線LAN環境、電話機、電話回線、公用携帯電話、ヘッドセット、印刷機等)の確保を開始する。【総務課】
- ・ 応援者のための業務マニュアルや、オリエンテーション資料を準備する。【福祉保健課】

対応期

(1)人員体制

- ・ 総務課は福祉保健課をはじめとした各課の繁忙状況を把握する。業務分担を適宜整理するとともに、必要人員を把握し、応援(区内・区局間)を調整・実施する。【総務課】
- ・ 感染状況によっては夜間・休日を含めた対応が長期化することから、職員の交代を考慮し、応援職員、外部人材(会計年度任用職員、人材派遣職員)を活用する。【総務課、福祉保健課】
- ・ 感染の波が繰り返される場合、拡大の予兆が見られたら早期に外部人材の活用含め人員体制を拡充する。収束期には体制を縮小しつつ、次の拡大に備え、体制拡充のタイミングを検討し、応援職員や外部人材に依頼する業務の整理を行う。【総務課、福祉保健課】

(2)受け入れ体制

- ・ 執務スペース、必要な機器について随時状況を確認し、必要に応じて各課と調整や追加調達等を行う。【総務課】
- ・ 応援者のための業務マニュアルや、応援のためのオリエンテーション資料の更新等を必要に応じて行う。【福祉保健課】

応援受け入れ準備シート	
依頼する業務	
必要人数 職種	
期間	月 日 ~ 月 日
時間	時 ~ 時
スペース	会議室
物品・通信機器等	・パソコン ・無線 LAN 環境 ・電話機 ・電話回線 ・公用携帯電話 ・ヘッドセット ・印刷機
準備しておくこと	・業務マニュアル ・オリエンテーション資料
レイアウト	
備考	

3. 人材育成

■ 概要

感染症危機発生時には福祉保健課職員だけでなく、区職員が一丸となって対応することが求められる。そのため、必要に応じて全庁的な対応がとれるよう、平時からの職員の意識醸成と基礎知識の習得が重要である。

福祉保健課と総務課が中心となり、区職員が発生時にスムーズに対応できるよう、必要な技術や知識を身に付けるための研修・訓練を実施する。区各課の責任職は、自らが研修・訓練に参加するとともに、職員の参加について積極的に勧奨し、職員の育成を図る。

(1) 庁内の人材育成

- ・ 感染症危機発生時に対応できるよう、年 1 回本マニュアルの確認を行い、福祉保健課、生活衛生課、総務課、関係各課との連携体制を構築しておく。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、関係各課】
- ・ 感染症危機発生時を想定した実践的な訓練(PPE 着脱訓練や積極的疫学調査のロールプレイ等)を実施する。【福祉保健課、生活衛生課、総務課】
- ・ 市が実施する感染症パンデミック対応研修(全職員向け・専門職向け・責任職向け等)の受講を勧奨する。【福祉保健課、総務課】
- ・ 市が実施する保健師向け健康危機管理研修の内容を踏まえ、区福祉保健センター保健師全体で研修・訓練等を行う。【福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課】

第5章 主な取組

1. 情報収集・感染症サーベイランス

■ 概要

感染症や医療の状況等に関する情報収集・分析とリスク評価は、感染症対策と社会経済活動の両立を目指す政策決定や実務判断に必要である。中でも感染症サーベイランス※は、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握、リスク評価において重要である。

市は、有事に備えて感染症サーベイランスに関係する人材の育成、体制の整備を行うとともに、感染症サーベイランスにより市内の流行状況を把握する。

有事には有事のサーベイランスを実施するとともに、市民生活・経済や社会的影響等に関する情報収集・分析、リスク評価を踏まえた各種対策の実施、市民等への正確な情報の提供を行う。

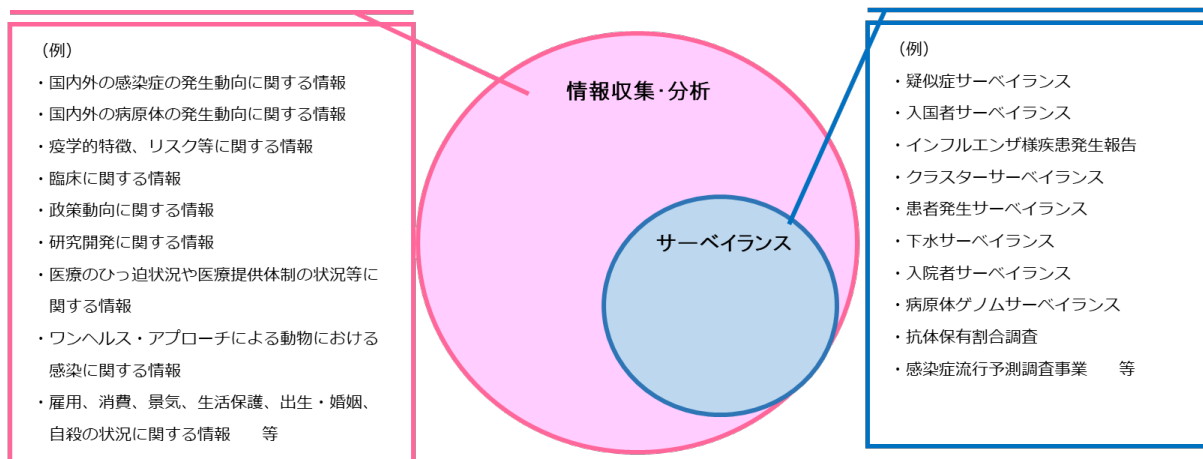
区は、平時は通常サーベイランスを実施しつつ、有事の体制や情報収集方法等について検討を行う。

有事には体制を強化し、有事のサーベイランスを実施するとともに、区民生活・経済や社会的影響等に関する情報収集を行う。

※感染症サーベイランス

感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握すること

<情報収集・分析とサーベイランスの関係性>



※情報収集・分析に関するガイドライン(令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁)より抜粋

■ 区の対策行動

※指揮命令系統をわかりやすく整理するため、【準備期】【初動期】は【所管課】を記載し、【対応期】は、P11の『区対策本部 体制図』における班長(課長)を記載している。

※★がついている業務は、医療職が中心に対応する業務を示す。

準備期

(1)実施体制

- ・ 有事の際の感染症サーベイランスの業務量の増加に備え、必要となる人員体制や役割分担を確認しておく。【福祉保健課、生活衛生課、総務課】

(2)平時に行う感染症サーベイランス

- ・ 季節性インフルエンザや新型コロナウイルス(COVID-19)等の急性呼吸器感染症について、市内及び区内の流行状況を確認するとともに、学校、高齢者施設や保育所等の福祉施設における集団感染等の発生状況を把握する。【福祉保健課、こども家庭支援課、高齢・障害支援課】★
- ・ 市から提供される家きんや豚、野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況や新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を確認する。また医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について情報提供があった場合、速やかに市や関係課に共有を行う。【福祉保健課、生活衛生課】

(3)感染症サーベイランスシステムの活用の推進

- ・ 区内医療機関に対し、感染症サーベイランスシステムの活用を周知し、電磁的な方法による発生届等を推進する。【福祉保健課】

初動期

(1)有事のサーベイランスの開始と実施体制の強化

- ・ 平時からの感染症サーベイランスを継続するとともに、以下の有事のサーベイランスの実施が決定した場合、以下の通り必要な体制を強化する。
 - 国の疑似症例定義を基にした疑似症サーベイランス
 - 発生動向等を迅速・的確に把握するための全数把握による患者発生サーベイランス等
 - 感染症の特徴や病原体の性状等の必要な知見を得るための病原体ゲノムサーベイランス等
- ・ 区内医療機関に対し、患者および疑い患者を診察した場合の届け出を求める。個別事例の経過確認をしていく。【福祉保健課】★
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、集団発生の把握を行う。【福祉保健課】★

(2)区民生活・経済等の情報収集・共有

- ・ 必要に応じ区民生活・経済や社会的影響等に関する情報収集及び庁内・所管局への共有を行う。【関係各課】

(3)区民等への情報の共有

- ・ 国等からの情報や対策、市・区が収集分析した情報等を区民等に迅速にわかりやすく提供する。【福祉保健課、区政推進課、地域振興課、関係各課】

【コラム：感染症対応は1件から】

感染症危機は、突然大規模になるわけではありません。始まりは、医療機関からの1件の相談です。病院の感染管理担当者と連絡を取り、医療局に情報を共有しながら、患者の体調や医療状況を確認——そんな地道な対応が、全体の流れをつくります。

最初の一步を丁寧に。それが危機管理の基本です。

福祉保健課 保健師 Y より

対応期

(1)有事のサーベイランスの実施

- ・ 原則平時からの感染症サーベイランスを継続するとともに、有事のサーベイランスを実施する。

なお、全数把握から定点把握への緩和等の方針の変更に従い、対応を切り替える。【福祉保健課長】

- ・ 市が独自の感染症サーベイランスを実施する場合は、これに対応する。【福祉保健課長】

(2)区民生活・経済等の情報収集・共有

- ・ 区民生活・経済や社会的影響等に関する情報収集を継続し、庁内・所管局と共有しながら対策を実施する。

【総務課長】

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

■ 概要

感染症危機発生時には、偏見・差別、偽・誤情報の流布が懸念される。

そのため、正確な情報を迅速に提供するとともに、双方向のコミュニケーションを通じてリスク情報とその見方を共有し、区民が適切に判断・行動できるようにする「リスクコミュニケーション」の取組が重要である。

平時には、区民との信頼関係を構築し、感染症に対する意識を把握し、理解を深めるとともに、想定される事態に備える。

有事には、科学的根拠に基づいた正確な情報提供とリスクの共有を行うとともに、偽・誤情報に対応する。

■ 区の対策行動

準備期

(1)リスクコミュニケーション

- ・ 様々な媒体や関係団体等を通じ、以下の通り対象者に合わせた分かりやすい情報提供・共有を継続的かつ適時に行う。また、これらを通じ、区の情報源としての認知度・信頼度の向上に努める。
 - 感染症に関する情報や感染対策・発生時にとるべき行動等
 - 個人レベルでの感染対策が感染拡大防止に重要であること
 - 「結核・呼吸器感染症予防週間」なども活用した、偏見・差別に関する普及啓発
- ・ 区民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、関係団体等も通じ、区民の感染症への理解や意識の把握に努める。【福祉保健課、関係課】
- ・ 偽・誤情報に対しては、各種媒体を活用して正しい情報を提供する。【福祉保健課】

(2)庁内等における情報提供・共有

- ・ 医療局等からの情報を必要に応じて区内各課や関係機関に周知する。【関係課】
- ・ 区内各課や関係機関との、緊急時における連絡および連携体制を確立する。【関係課】
- ・ 保育施設や学校、高齢者施設等の集団感染について所管課同士で情報提供・共有を行う。【福祉保健課、こども家庭支援課、高齢・障害支援課】

初動期

- ・ 様々な媒体や関係団体等を通じ、対象者に合わせたタイムリーで分かりやすい情報提供・共有を継続的かつ適時に行う。また、情報提供・共有にあたっては、人権に配慮する。【福祉保健課、総務課】
- ・ 区民からの相談内容などについて情報を集約し、広報の際などに参考とするなど双方向のリスクコミュニケーションを行う。【区政推進課、福祉保健課、関係課】
- ・ 引き続き、偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発を行う。【福祉保健課、関係課】

対応期

- ・ 様々な媒体や関係団体等を通じ、対象者に合わせた分かりやすい情報提供・共有を継続的かつ適時に行う。また、ウェブサイトの内容等について、随時更新する。【区政推進課長】
- ・ 区民からの相談内容などについて情報を集約し、広報の際などに参考とするなど双方向のリスクコミュニケーションを行う。【区政推進課長】
- ・ 緊急事態措置による外出制限等について、区民一人ひとりの協力を得られるよう、必要な情報提供・共有を行う。【区政推進課長】
- ・ 区民に以下の内容を参考に必要な情報を周知する。 【区政推進課長】
 - 感染症の特性
 - 人権への配慮
 - 食料の備蓄
 - 感染対策の徹底
 - 自宅療養の方法
 - 受診方法
 - ワクチン接種 等
- ・ 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発を継続する。【区政推進課長】

3.まん延防止

■ 概要

まん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療ひっ迫を回避する必要がある。特に有効な治療薬やワクチンがない場合は、感染者をできるかぎり少なくするため、まん延防止対策は重要である。

海外で新興感染症が発生した場合の国内への病原体の侵入をできる限り遅らせるための水際対策、予防接種、個人レベルの感染対策と合わせ、必要に応じ、県知事がまん延防止等重点措置や緊急事態措置によるまん延防止対策を行っていく。

市は、平時から検疫所との連携を強化するとともに、基本的な感染対策や有事の際の相談の方法、まん延防止対策強化に向けた市民等の理解促進を図る。

有事には検疫所と連携した水際対策、市民への感染対策の周知、予防接種の実施等まん延防止対策を実施する。

区は、平時は基本的な感染対策等について周知するとともに、庁舎内の感染予防策について検討しておく。有事は検疫所の対策に協力するとともに、感染対策等の周知、庁舎の感染予防策を行う。

■ 区の対策行動

準備期

(1) 予防接種

- ・ 総務局からの照会に対し、特定接種の対象となる、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる区職員数を報告する。【総務課、福祉保健課、関係課】

(2) 感染防止、まん延防止対策(緊急事態宣言時の措置)

- ・ 区民や福祉施設等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を進める。【福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、関係課】
- ・ 有事の来庁者対応や庁舎の感染予防策について検討する。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、関係各課】

初動期

(1) 検疫所等との連携

- ・ 検疫所長から通知を受けた入国者(有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者)の健康監視を実施する。症状発現を確認した場合は、国に報告するとともに、該当者の受診の調整を行う。【福祉保健課、生活衛生課】★

(2) 予防接種

- ・ 市の方針のもと特定接種について接種対象の職員を確認する。【総務課、福祉保健課】
- ・ 住民接種について医療局の方針に従い、接種会場の確保等接種体制の構築に協力する。【総務課、関係課】

(3) 感染防止、まん延防止対策(緊急事態宣言時の措置)

- ・ 区内(市内)患者の発生に備え、感染症法に基づく患者対応(入院勧告・措置等)や、濃厚接触者への対応の確認を行う。【福祉保健課】★
- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策や、発症が疑われる場合は相談センターへ連絡することを区民や福祉施設等に周知する。【福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、関係課】
- ・ 来庁者や庁舎の感染予防策の準備を始める。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、関係各課】

対応期

(1) 検疫所等との連携

- ・ 国の水際対策の強化・緩和に基づき、医療局と連携して柔軟に対応を行う。【生活衛生課長】
- ・ 検疫所長から通知を受けた入国者の健康監視を実施する。症状発現を確認した場合は、国に報告するとともに、当該者の受診調整を行う。【生活衛生課長】★

(2) 予防接種

- ・ 総務局が特定接種を実施するにあたり、接種対象の職員に接種を勧奨する。【総務課長】
- ・ 住民接種について、医療局の方針に従い、応援職員を派遣する等接種に協力する。【税務課担当課長】
- ・ 住民接種に関する区民周知に協力する。【区政推進課長】
- ・ 予防接種の意義や制度の仕組みなどの啓発を行う。また、接種スケジュール、接種対象者、接種頻度、使用ワクチンの種類、有効性や安全性、副反応、健康被害救済制度などの情報を区民へ周知する【区政推進課長】

(3) 感染防止、まん延防止対策

① 患者や濃厚接触者以外への対応

- ・ 区民や福祉施設等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、人との接触を避ける取組(時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等)を勧奨する。【区政推進課長】
- ・ 来庁者や庁舎の感染予防対策を行う。【総務課長】

② 施設等の使用制限等

- ・ 緊急事態措置が行われた場合、措置内容を踏まえ、区民利用施設等の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止等の対応を行い、区民等に周知する。【地域振興課長】
- ・ 施設等における感染対策の強化と集団感染(クラスター)発生時の対応
病院や高齢者施設、障害者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化(やその要請)を行うとともに、集団感染(クラスター)発生時は感染拡大防止のための検査や指導を行う。【連携:高齢・障害支援課長、検査指導:生活衛生課長】★

③ 学級閉鎖・休校・休業等への対応

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)や保育所や高齢者等の通所施設等の休園、休業の状況を把握し、必要に応じ相談対応を行う。【高齢・障害支援課長】

【ワクチンの特性】

パンデミックが発生した際には、国の責任の下、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかにワクチンの接種を行う。ワクチンの接種には、発症や重症化の予防等の効果がある一方、副反応による健康被害のリスクが存在する。

このため、ワクチン接種の実施に当たっては、予防接種の有効性及び副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に評価する必要がある。

国は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、予防接種の必要性やリスクについて国民に対して十分説明し、理解を得るよう努める。また、医学的理由等による未接種者等がいることについて配慮が必要であることを留意する。

予防接種(ワクチン)に関するガイドラインから引用

<接種体制とワクチン>

【特定接種】

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員(事前に登録)や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して必要に応じ行う予防接種。基本的には住民接種に先立ち行う。実際の接種対象・総数・接種順位については、国が基本的対処方針により定める。

- ・ 都道府県・市町村が実施:地方公務員
- ・ 国が実施:事業者の従業員、国家公務員

【住民接種】

新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれないようにするため、国民に対して行う予防接種。実際の接種対象・期間・接種順位については、国が基本的対処方針により定める。必要に応じ、基本的対処方針により対象者及び期間を定める。

- ・ 接種順位の考え方

国の将来を守ることや、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があるため、国が事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理するとされている。

厚生労働省 WEB ページ、予防接種(ワクチン)に関するガイドラインから引用

<まん延防止等重点措置/緊急事態措置の概要>

	まん延防止等重点措置 (特措法第31条の6)	緊急事態措置 (特措法第32条)
実施主体	国が期間・区域を公示し、都道府県知事が期間・区域(市町村単位等)を定め実施。	国が期間・区域を公示し、都道府県知事が実施。
実施の タイミング	緊急事態宣言の前段階または解除後で未だ国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれが継続している段階	国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
対象地域	都道府県知事が指定する市町村単位や一部区域	都道府県単位
期間	6か月(延長する際の期限なし)	2年以内(1年以内で延長可)
主な 要請内容	・事業者への時短要請、命令	・住民への外出自粛要請 ・事業者への休業・時短要請、命令 ・催物の開催制限

4. 相談

■ 概要

感染症危機発生時に、市民等からの相談に応えることは、市民等の不安の解消や適切な感染対策につなげていくために重要である。

そのため、市は国の要請を踏まえ、有症状者等からの相談を受ける相談センターを整備し、市民等へ周知する。また、県と役割分担をしながら市民、医療機関等のニーズを踏まえ、相談者に応じた窓口を設置し対応する。

区は、市や県が整備した各種相談窓口を区民等へ周知するとともに、区民等からの相談に対応する。

<想定される相談窓口> ※相談窓口の設置主体については県との役割分担による。

窓口の種類	備考
一般相談	一般相談ほか
発熱相談・受診相談 (相談センター)	発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談 受診先となる医療機関等の案内
医療機関相談	医療機関からの相談
陽性者向け相談窓口 ※宿泊療養や自宅療養開始後に必要	陽性者からの療養に関する相談(制度案内含む) 陽性者の体調急変時の相談
緊急事態宣言等に関する 問い合わせ窓口	緊急事態宣言等に関する相談
ワクチン接種コールセンター	ワクチン接種に関する相談

■ 区の対策行動

準備期

(1)相談体制の整備

- ・ 市及び県が各種相談窓口を設置する前から区民から相談が寄せられることを想定しておく。
- ・ 各種相談窓口設置後も、区民からの相談は相当数にのぼると考えられるため、応援職員等の人員の確保の想定、電話機及び回線数の確保方法等を検討する。【福祉保健課、総務課】

初動期

(1)市及び県の相談窓口の周知

- ・ 各種相談窓口を区民等へ周知する。また、発生国・地域からの帰国者や有症状者等は、相談センターに相談するよう周知する。なお、周知に当たってはウェブサイトの他、様々な媒体を活用する。【福祉保健課、区政推進課】
- ・ 区内医療機関に対し、症例定義に該当する相談等があった場合は、相談センターへつなげるよう周知する。【福祉保健課】

(2)区の相談体制の整備と相談対応

- ・ 区に直接入る相談に対応するため、電話回線、電話機の増強、人員体制を整える。【総務課】
- ・ 市から共有された QA をもとに区民等に対し適切な情報提供を行う。区民からの相談内容を踏まえ、周知する内容を更新する等、双方向のコミュニケーションを行う。【福祉保健課】

対応期

(1)基本的な対応

- ・ 相談センター、その他の相談窓口を区民等へ周知する。【税務課長】

(2)時期に応じた対応

①流行初期(発生の公表から約3か月)

- ・ 症例定義に該当する有症状者は、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、区民等に周知【税務課長】
- ・ 相談の増加に備え、区の相談窓口の体制を強化【総務課長】

②流行初期以降(発生の公表から3か月以降)

- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期に、相談センターを通じ発熱外来を受診する仕組みから、有症状者が直接発熱外来を受診する仕組みへ変更された場合は、その旨を区民等へ周知【税務課長】

【コラム：電話が鳴りやまない、その時に備える】

感染症流行時、相談センターを設置しても回線がパンクし、結局区役所に相談が殺到することがあります。コロナ禍では福祉保健課に電話が集中し、緊急対応が滞った事例もありました。

公開情報を案内できるシステムを担当課で作成し、全課に共有する。

そうすることでひっ迫している担当課に電話をつなぐ前に全課で引き受けることができます。

電話集中は避けられません。事前の工夫で混乱を最小限に抑えましょう。

福祉保健課 事務 K より

5. 患者対応等

■ 概要

医療機関受診、積極的疫学調査、移送、入院勧告事務等の患者に関する業務は保健所が中心的な役割を担っており、感染拡大時の業務急増にも対応できるよう準備しておくことが重要である。

そのため市は、平時には、情報収集体制や人員体制の構築、優先業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。また、研修・訓練等を通じた人材育成や有事の対応確認、関係機関との連携強化を進める。

有事には、平時の取組を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な対策を実施し市民の生命・健康を保護する。

区は、平時には人員体制の構築を行うとともに研修・訓練等を通じた人材育成や有事の対応確認、関係機関との連携強化を進める。また患者対応等の最前線として、区民の生命と健康を守るため業務を行う。

■ 区の対策行動

準備期

(1)患者対応等にかかる区の体制の検討・準備

- ・ 患者対応に関する医療機関からの届出の把握、積極的疫学調査、移送、健康観察などの体制及び、休日・夜間の適切な対応体制の検討を行う【福祉保健課、生活衛生課、総務課】

なお体制の検討にあたっては、流行開始(新興感染症の発生等の公表(以下、「発生等の公表」という。))から1か月間において想定される*福祉保健課の業務量に対応するための体制を想定しておくとともに、受援体制についても検討しておく。

※新型コロナ(COVID-19)対応の第6波(2022年1月頃)と同規模の感染が流行開始から1か月間に発生すると想定

- ・ 積極的疫学調査、患者の健康観察などの専門的業務について、マニュアル(市で作成予定)を活用した研修等の実施、及び市主催研修への参加等を通じて保健師等の技術力の向上を図る。こども家庭支援課及び高齢・障害支援課保健師を含めた区の保健師は、保健所支所の専門職として平時から積極的に研修等に参加する。【福祉保健課、生活衛生課、こども家庭支援課、高齢・障害支援課】★
- ・ 患者急増期には外部人材を活用しても専門職のみでは対応しきれない可能性があるため、専門的業務についても事務職、看護職の役割分担の想定をしておく。【福祉保健課、生活衛生課、総務課】★
- ・ 従事する職員のメンタルヘルス対策について想定しておく。【福祉保健課、総務課】★

(2)医療

①医療機関との連携

- ・ 区内の感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関、及び感染対策向上加算、外来感染対策向上加算の算定を受けている医療機関を把握し、新興感染症対策訓練、院内感染対策等について協力して取り組むこと等を通じ連携を強化する。【福祉保健課】★

②感染症サーベイランスシステムの活用の推進

発生届出等における感染症サーベイランスシステムの活用について、区内医療機関に周知し、活用を推進する。

(3)検査

- ・ 必要に応じ衛生研究所が実施する検査に関する訓練等に参加する。【関係各課】
- ・ 検体採取・搬送・患者対応等のための公用車を総務課で一括管理するなど、公用車確保の体制を検討する。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、関係各課】

(4)移送

- ・ 発生早期の移送車同乗に備え、PPE の着脱訓練を実施する。【福祉保健課、生活衛生課】

(5)積極的疫学調査

- ・ 市で作成したマニュアルを確認し、マニュアルを活用した区内の人材育成を行う。【福祉保健課】★

(6)療養支援・生活支援

- ・ 高齢者や障害者等が入所施設もしくは在宅で療養できるよう、各種福祉施設や在宅サービス事業所に対し基本的な感染対策について周知、徹底する。【福祉保健課】

(7)抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 予防投与分は市で、患者対応分は県で備蓄を行う。(参考)

初動期

(1)有事体制への移行準備等

- ・ 流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する人員確保、物資の調達準備など、有事体制への移行準備を行う。横浜港があり羽田空港にも近い本市は、入国者の健康監視や疑似症患者対応等を行う可能性があることにも留意する。【福祉保健課、生活衛生課、総務課、関係課】
- ・ 発生等の公表に備え、市の方針を確認する。
- ・ 必要に応じ以下の対応の準備を行う。【福祉保健課、生活衛生課、総務課、関係課】
 - 医師の届出等により患者を把握した場合の患者や濃厚接触者への対応★
 - 積極的疫学調査等による集団感染(クラスター)の発生状況把握★
 - 外部人材の活用
 - 検査及び検体搬送体制の確認(公用車の確保)

(2)発熱外来

- ・ 発生国・地域からの帰国者や有症状者等は相談センターに相談するよう、区民へ周知【福祉保健課 区政推進課】
- ・ 感染症指定医療機関である横浜市民病院以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう周知【福祉保健課】
- ・ 感染疑い例が発生した場合に保健所へ速やかに報告するよう、医療機関に周知【福祉保健課】

【コラム：初期クラスター対応の実際】

医療機関や施設で感染が広がり始めた初期は、接触状況の確認や対象者のリスト作成、現場での調査や検診など、対応が次々と発生します。複数の担当者が関係機関と連携しながら、同時進行で動く必要があります。複数の担当者が対応した情報を積み上げ、感染症の特性をとらえることができ、次にできる予防策や必要な対応が見えてきます。

福祉保健センター担当医師 K より

(3)入院、宿泊療養施設等の入所調整

①入院調整

- ・ 市から示される感染症指定医療機関等への入院調整の手順の確認を行う。【福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課】★
- ・ 市から示される特別な配慮が必要な患者（小児、精神障害者、人工透析患者、周産期の妊婦等）の入院調整の手順等についても確認する。【福祉保健課】★

②宿泊療養施設等の入所調整

- ・ 市から示される宿泊療養施設の入所調整の手順を確認する。【福祉保健課】
- ・ 市から示される高齢者、障害者等の宿泊施設の開設状況等（入所希望者の把握方法、入所対象者、入所者の移送等）について確認する。【福祉保健課】

【コラム：入院調整の実際】

新型コロナウイルスの入院患者の調整が始まった当初は、各区が把握した対象者の情報を医療局が集約し、入院調整を行っていました。各区の福祉保健課では、区内の感染状況や、重症者・入院が必要な患者の情報を集約し医療局に報告し、入院調整対応をしていました。患者数が増え、入院病床がひっ迫し、重傷者も入院できない状況になってしまった時の健康観察の電話かけは、何もできないふがいなさに、心が折れそうになる毎日でした。

福祉保健課 保健師 S より

(4)検査

- ・ 市の検査実施の方針及び検査体制（検体搬送の手順、結果判明までの所要時間、結果の患者への伝達方法等）について確認する。【福祉保健課】
- ・ 市の方針に基づき検体採取や搬送を実施し、検査結果の把握および発生届を提出する。【福祉保健課】★
- ・ 検査実施の方針について、必要に応じ区民に周知する。【福祉保健課】（当該者対応は福祉保健課）
- ・ 公用車を総務課が一括管理するなど、検体採取や搬送・患者対応のため公用車を優先利用できる体制とする。【総務課、福祉保健課、生活衛生課】

【コラム：検査の実際】

集団発生事例等が生じた場合に発生する検査には多くの人員が必要だったため、検査内容の説明は医療職だけでなく、事務職が中心となって行う場合もありました。医療職が、検体を採取し、氏名確認のダブルチェックや検体の搬入依頼などは、事務職が行うことで、必要な検査を医療職が迅速にかつ的確に採取することができました。

総務課 事務 A より

(5)移送

- ・ 市から職員の移送車同乗の方針が示された場合は、PPE の着脱手順を確認する。【福祉保健課、生活衛生課】★

(6)積極的疫学調査

- ・ 発生等の公表前に疑似症患者の発生を確認した場合、市と連携し積極的疫学調査と検体採取を実施し、必要に応じて市民病院への入院協力を求める。また市の記者発表にかかる同意確認等必要な対応を行う。【福祉保健課、生活衛生課、関係課】★

(7)療養支援・生活支援

①療養支援

- ・ 自宅・宿泊療養者の健康観察の市の方針を確認する。【福祉保健課】★
- ・ 感染症の特性等によりパルスオキシメーターなどの健康観察補助の医療機器の患者への配布について市の方針を確認する。【福祉保健課】

②生活支援

生活物資の配布等に関する市の方針を確認する。【福祉保健課、関係課】

(8)抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 市と連携し、医療機関の協力のもと、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対し、必要に応じて予防投与や有症時の対応を指導する。【福祉保健課】★

対応期

(1)有事体制への移行

- ・ 有事体制を確立する。
- ・ 感染拡大時は発生届の受理・確認から積極的疫学調査、療養場所の決定や調整、入院勧告事務など患者対応に関するあらゆる業務が増大するため、応援、外部人材の活用などにより人員体制の強化を行う。【総務課長】

【コラム：感染症業務の応援】

腸管出血性大腸菌感染症やレジオネラ症などの通常の感染症対応業務を福祉保健課から引き取り、継続的に対応しました。

生活衛生課 衛生監視員 A より

(2)発熱外来

- ・ 症例定義に該当する有症状者は、相談センターを通じて発熱外来を受診するよう区民等に周知する。【福祉保健課長、区政推進課長】
- ・ 医療提供体制や相談センター及び医療機関への受診方法等を区民等に周知する。また、患者からの相談内容に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう医療機関に周知する。【福祉

保健課長】

- ・ 感染のおそれがある者に関する相談を受けた場合は、相談センターを案内し、速やかに発熱外来の受診につなげる。【福祉保健課長、税務課長】
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期に、相談センターを通じ発熱外来を受診する仕組みから有症状者が直接発熱外来を受診する仕組みへ変更された場合は、その旨を区民等へ周知する。【福祉保健課長、区政推進課長】

(3)入院、宿泊療養施設等の入所調整

①入院調整

- ・ 入院調整の手順について確認し、入院優先度に応じ、市の担当部署への依頼を行うなど調整する。【福祉保健課長、高齢・障害支援課長、こども家庭支援課長】★
- ・ 特別な配慮が必要な患者(小児、精神障害者、人工透析患者、周産期の女性等)について、入院調整手順を再確認する。【福祉保健課長、高齢・障害支援課長、こども家庭支援課長】★

②入院勧告・就業制限と入院医療費公費負担

- ・ 感染症法に基づく入院勧告、就業制限を感染症診査協議会に諮問し、結果に従い通知する。【福祉保健課長、こども家庭支援課長】
- ・ 市の示す医療費公費負担事務の手順に従い事務を行う。【保険年金課長】

③宿泊療養施設等の入所調整

- ・ 宿泊療養施設の入所調整の手順に従い、患者への案内等を行う。【福祉保健課長】
- ・ 陽性高齢者ショートステイ、退院支援ショートステイ等の開設状況を確認し、手順に従い患者への案内等を行う。【福祉保健課長】

(4)検査

- ・ 市の方針に基づき検体採取や搬送を実施し、検査結果を把握し、発生届を提出する。【福祉保健課長、生活衛生課長】★
- ・ 検査実施の方針について、必要に応じ区民に周知する。【区政推進課長】

(5)移送

- ・ 市と連携し、患者の移送を調整する。必要に応じて同乗する。【福祉保健課長、生活衛生課長】★

【コラム：患者検体等の搬送】

自宅療養者の健康管理や検査体制を維持するため、患者検体等の搬送業務の一部を担い、迅速な対応を行いました。

生活衛生課 衛生監視員 B より

(6)積極的疫学調査

- ・ 感染症の特徴や流行状況等に応じた調査対象や項目の見直しに従い、調査を実施する。★
また市の記者発表にかかる同意確認等必要な対応を行う。【福祉保健課長、生活衛生課長】
- ・ 集団感染(クラスター)が起きた施設等に対し感染対策を指導する。【福祉保健課長、生活衛生課長】★

【コラム：PPE（個人防護具）の着脱補助】

感染リスクを最小限に抑えるため、現場での防護具着脱をサポートし、民間救急車スタッフ等の安全確保に努めました。

生活衛生課 衛生監視員 C より

(7)療養支援・生活支援

①療養支援

- ・ 区と局の役割分担に従い、自宅・宿泊療養者の健康観察を行う。【福祉保健課長】★
- ・ 健康観察の対象や方法等が変更になった場合、医療機関や区民に周知する。
- ・ 区と市の役割分担に従い、パルスオキシメーターなどの健康観察補助の医療機器の患者への配布及び管理を行う。【高齢・障害支援課長】

②生活支援

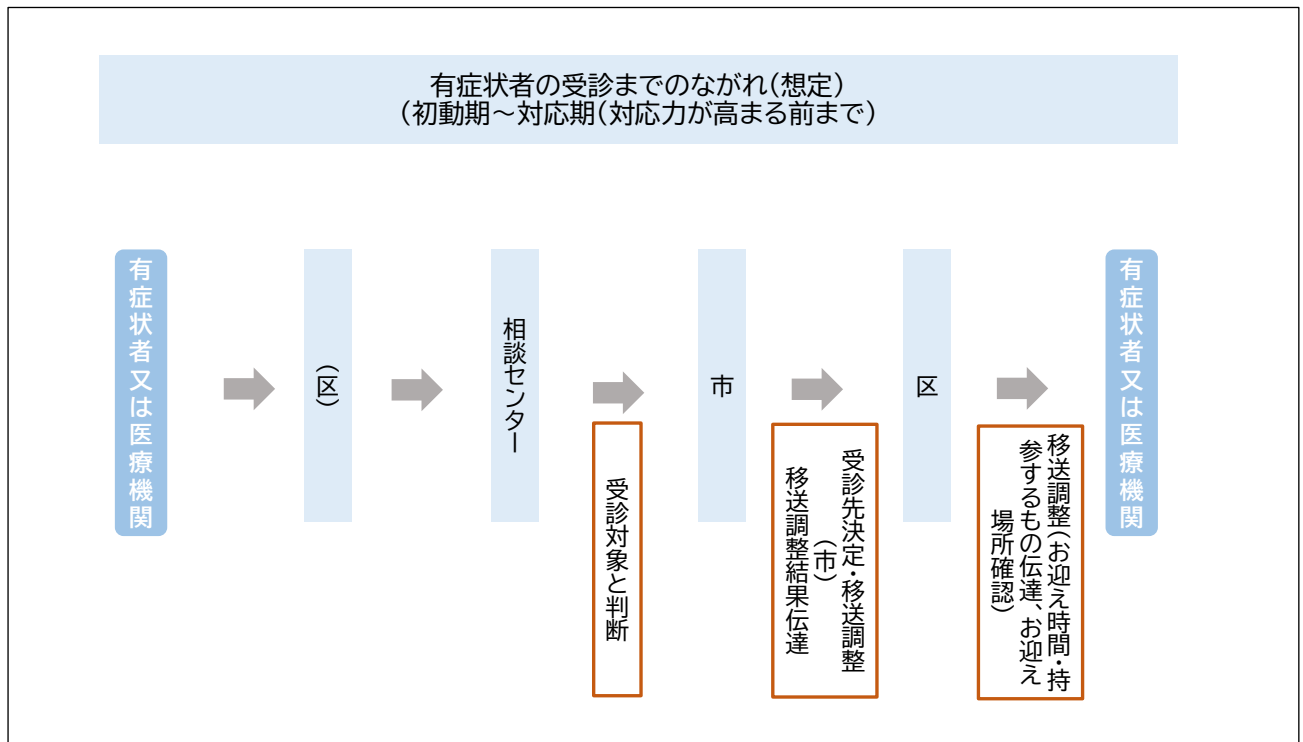
市の方針に基づき、必要に応じて生活支援を実施する。【生活支援課長】

③濃厚接触者支援

- ・ 家族等が患者となり、ケアを要する濃厚接触者がケアを受けられない状況になった場合、市の方針に基づき介護等の福祉的支援の調整を実施する。【高齢・障害支援課長、生活支援課長】

(8)抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 感染拡大時には患者の治療を優先し、予防投与の方針が変更になる可能性があるため、確認する。【福祉保健課長】★



<基本的な医療提供体制>

●相談センター

新型インフルエンザ等の発生を把握した段階で、国の指示に基づき整備する。発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる医療機関等の案内を行う。

●感染症指定医療機関

新興感染症等の患者や疑い患者の対応を行う医療機関で、新型インフルエンザ等の発生等の公表前に中心に対応し、発生等の公表後も地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。市民病院が指定されている。

●協定締結医療機関

病床や発熱外来等の医療提供体制の確保及び自宅療養者等の対応を確実に行うため、医療措置協定を締結した医療機関。新興感染症の発生・まん延時、県との協定に基づく要請を受け体制を整備する。

・病床確保を行う協定締結医療機関(第一種協定指定医療機関)

有事に病床を確保し、入院医療を提供する。

流行初期(発生の公表から約3か月を想定)には、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関(以下、「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。)が対応し、その後、順次その他の協定締結医療機関も対応する。

・発熱外来を行う協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)

全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室(簡易テント等で診療する場合を含む。)を設け、発熱患者の診療を行う。

流行初期には、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後、順次その他の協定締結医療機関も対応する。

・自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)

病院、診療所、薬局、訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等の療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。

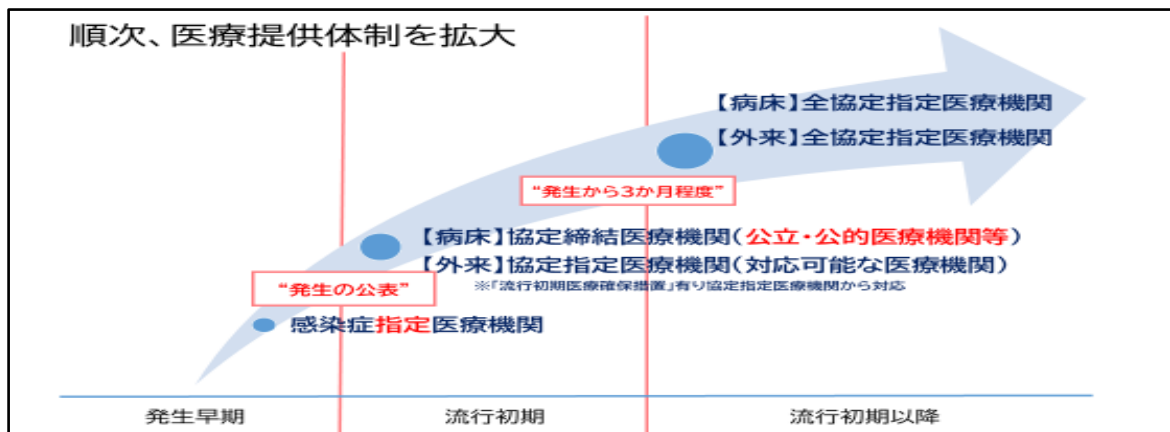
・後方支援を行う協定締結医療機関

新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。

・医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する

<基本的な医療提供体制> 県作成



6. 施設基盤・物資の確保

■ 概要

感染症対応には感染症対策物資が欠かせず、感染症が流行した場合、急激な需要の増加により感染症対策物資が不足することが予想される。また、応援職員等の受け入れにより機器や執務スペースが足りなくなる可能性もある。

そのため平時から感染対策物資の備蓄やスペースの確認等を行い、有事には、確保しておいた物資の配布や新たに必要となった物資、スペースの確保に努める。

なおPPEについては医療局で備蓄し、必要時区に配布する。

■ 区の対策行動

準備期

(1)感染対策物資の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な対策物資(サージカルマスク、手袋、消毒薬)を備蓄し、定期的に確認する。【総務課、福祉保健課、生活衛生課】

(2)必要物資・機器・スペースの確認

- ・ 体制強化時の必要物資、機器、スペースを想定し総務課等と調整を行う。【総務課、福祉保健課、関係課】
- ・ 必要となる物資や機器(パソコン、無線LAN環境、電話機、電話回線、公用携帯電話、ヘッドセット、コピー機など)、備品・設備等について必要時に迅速に調達できるよう、必要数量や確保方法(リース・購入等)について検討する。【総務課、福祉保健課、関係課】
- ・ 検体採取・搬送・患者対応等のための公用車を総務課で一括管理するなど、公用車確保の体制を検討する。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、関係各課】

初動期

(1)感染対策物資の備蓄状況等の確認

物資の配置状況を随時確認し、必要に応じて消毒液等を配付する。【総務課、福祉保健課、関係課】

(2)備蓄物資等の融通

物資が不足するときは、各課で相互に融通するとともに、市へ確保を相談する。【各区】

(3)必要物資・機器・スペースの準備

- ・ 物資、外部人材含む応援職員受入れのための執務スペース、機器(パソコン、無線LAN環境、電話機、電話回線、公用携帯電話、ヘッドセット、印刷機等)確保を開始する。【総務課】
- ・ 個人防護具等の医療局健康安全課で備蓄を行っている物資の、必要数を検討する【福祉保健課】★
- ・ 公用車を総務課が一括管理するなど、検体採取や搬送・患者対応のため公用車を優先利用できる体制を整える。【総務課、福祉保健課、生活衛生課、関係各課】

対応期

(1)物資・機器・スペースの確保

- ・ 外部人材含む応援職員受入れのための執務スペースについて状況を確認し、調整を行う。【総務課長】
- ・ 確保しておいた物資及び新たに必要な物資について、不足分を確保する。【総務課長】

<新型インフルエンザ対応の個人防護具>

発生時に患者及び接触者の調査に従事する職員等の感染防御を目的として、個人防護具を着用。

<品目例>

- ・つなぎ型防護服 ・ガウン ・キャップ ・フェイスシールド
- ・ゴーグル ・N95 マスク ・ニトリル手袋 ・シューカバー



7. 区民生活・経済の安定

■ 概要

感染症危機の発生時には、区民の生命や健康が脅かされ、区民生活・社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため平時には、区民や事業者等に対して適切な情報提供・共有を行い、必要な物資の備蓄や業務継続計画の策定等を行うよう勧奨する。

有事には、区民生活・社会経済活動の安定を確保するための取組を行うとともに、区民や事業者等が事業継続や自発的な感染防止対策を実施できるようにする。

■ 区の対策行動

準備期

(1)区の業務継続に向けた準備

① 業務継続計画の策定

感染症危機時において維持すべき行政サービスを提供できるよう「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」を策定し、必要に応じて変更する。【各課】

② 対策物資の備蓄

感染対策物資のほか、業務の実施にあたり必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、この備蓄は、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【関係課】

(2)区民、施設・関係団体・事業者に対する事前準備の勧奨

- ・ 区民や施設等に対して、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう勧奨する。【関係課】

(3)生活支援を要する者への支援等の準備

- ・ 有事における高齢者や障害者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)や搬送、死亡時の対応等について、市・関係機関と連携し、要配慮者の把握や具体的な手続を決める。【関係課】

(4)その他

- ・ 一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努める。その際遺体は納体袋に収容されており、感染対策を実施していることを施設等へ説明する。【総務課、生活支援課】

初動期

(1)事業継続に向けた準備

- ・ 「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」等に基づき、事業継続に向けた準備を行う。【各課】

(2)区民、施設・関係団体・事業者に対する準備

- ・ 個人や施設等が実施できる有効と考えられる感染防止策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)について、あらためて市民(区民)や事業者へ周知をする。【福祉保健課、関係課】★
また、あらためて、マスクや消毒薬等の衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう勧奨する。
【総務課、区政推進課、地域振興課】
- ・ 施設等に対して、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、職場での感染防止策の実施のほか、事業の継続又は自粛の準備等を行うよう周知する。また、国の示す法令等の弾力的運用について、必要に応じて周知する。【関係課】
- ・ 緊急事態措置による外出制限等について、区民一人ひとりの協力を得られるよう、必要な情報提供・共有を行う。【区政推進課、地域振興課】

(3)生活支援を要する者への支援等の準備

- ・ 関係機関と連携し、在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、医療機関への搬送、死亡時の対応や、対象者の把握等を進め、支援に備える。【福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課】★

(4)その他

- ・ 一時的に遺体を安置できる施設の確保に引き続き努める。
その際遺体は納体袋に収容されているため、感染性はないことを施設等へ説明する。【総務課、生活支援課】

対応期

(1)事業継続の体制

- ・ 「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」等に基づき対応する。【各課】

(2)施設・関係団体・事業者の事業縮小・継続

- ・ 感染拡大を踏まえ、区内施設・関係団体・事業者に対し、不要不急の業務の縮小、職場での感染予防策を一層強化するよう、徹底を要請する。【地域振興課長、区政推進課長】

(3)区民への周知

- ・ 感染防止策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)について、区民へ周知をする。【区政推進課長】
- ・ 各世帯で、食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、必要に応じて補充を行うよう区民に周知する。【区政推進課長】

(4)区民生活の安定の確保

- ・ まん延防止措置により生じる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を行う。【高齢・障害支援課長】★
- ・ 市や関係団体等の協力を得ながら、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、必要に応じて生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応などを行う。また、介助者がいない要配慮者を早急に把握し、必要に応じて支援を行う。【生活支援課長、高齢・障害支援課長】★

(5)その他

- ・ 引き続き、一時的に遺体を安置できる施設の確保に努める。【戸籍課長】

8. 関係機関との連携

■ 概要

感染症危機時には感染拡大防止のため、患者発生時の迅速な対応が求められる。また各種対策の方針がたびたび変更になることも想定される。そのため、関係機関・関係団体と密に連携し、タイムリーに情報共有を行うことが重要である。

市及び区は平時から関係機関・団体と顔の見える関係を築き、有事の情報共有の方法等についても確認をしておく。

有事は関係機関・団体とタイムリーな情報共有を行い、連携に努める。

■ 区の対策行動

準備期

関係する機関・団体と有事の連絡先、方法について確認し、顔の見える関係を築いておく。

- ・ 医療機関等との連携
 - 患者対応に係る情報共有方法(国のシステム等)について最新情報を医療機関等に共有する。【福祉保健課】
 - 区内の感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関、及び感染対策向上加算、外来感染対策向上加算の算定を受けている医療機関を把握し、新興感染症対策訓練、院内感染対策等について協力して取り組むこと等を通じ連携を強化する。【福祉保健課】
- ・ 福祉施設等との連携

日頃の感染症発生時の保健指導や研修等を通じ、各福祉施設・事業所・学校の感染症対応の知識技術の水準の向上を図る。併せて、感染症危機発生時の施設と医療機関との連携状況について確認をしておく。【福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課】
- ・ その他関係団体及び関係施設等との連携

基本的な感染対策や有事への備えについて啓発する。【関係各課】

【コラム：区内医療機関との連携について】

福祉保健課健康づくり係では、区内病院との連絡会開催や新興感染症訓練への参加等を行っています。有事に備えた区内医療機関、社会福祉施設等の感染症対策の水準向上に向け、連携を促進することが目的です。現に、区内での感染症発生時に、上記の取り組みが活き、区・病院双方ともスムーズに対応を行うことができました。

福祉保健課 保健師 B より



令和7年度新興感染症対応合同訓練の様子

初動期

- ・ 医療機関等との情報共有方法や役割分担(連絡先、担当者等含む)を確認する。【福祉保健課、生活衛生課、関係課】
- ・ 初動対応事例、感染症の最新の知見、発生状況、感染予防策等について、医師会等の関係機関や団体と

情報共有や啓発を行う。【福祉保健課、生活衛生課、関係課】★

- ・ 高齢者施設や障害者施設当該施設での発生時の感染対策についても所管課を通じて周知する。【福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課】

対応期

- ・ 対策が変更になった際など、必要に応じ随時、医療機関等の関係機関・団体に情報共有する。【福祉保健課長、区政推進課長】
- ・ 高齢者等ハイリスク者の施設等に対して 所管課を通じて、感染対策を強化するよう要請する。【福祉保健課長】

<関係機関連絡先>

医療局健康安全課 健康危機管理係 045-671-2446

港北区医師会 045-433-2367

港北区歯科医師会 045-549-1022

港北区薬剤師会 045-540-2727

横浜労災病院 感染管理室 045-316-4580 (代表)

菊名記念病院 感染管理室 045-402-7111 (代表)

横浜市立市民病院 感染対策チーム 045-316-4580 (代表)

用語集

医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ(COVID-19)対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。 ※第3章8.医療も参照
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第32条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第18条第2項(同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項(感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。

個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症(全数把握)について患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関

	心を把握・共有して行うコミュニケーション。
(地方)衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関をいう。
特定接種（位置検討）	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、

	流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
ICT	Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。